

第3 償 還

1 償還の種類

(1) 貸付金の償還には、次のア～ウがあります。(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)

ア 定期償還

- ① 毎月償還・・・毎元利均等額で償還する方法
- ② ボーナス併用償還・・・毎月償還と併用して6月及び12月の期末勤勉手当支給日にも元利(特別貸付けを除く)均等額で償還する方法

イ 繰上償還

- ① 一部繰上償還・・・借受人の希望により未償還元利金の一部を繰上げて償還する方法(年2回)
- ② 全額繰上償還・・・借受人の希望により未償還元利金の全額を繰上げて償還する方法(毎月)

ウ 即時償還・・・借受人が一定の事由に該当したときは、未償還元利金の全額を即時に償還しなければなりません。

(2) 高額医療費貸付金の償還

ア 共済組合が高額医療貸付けの対象となった医療に係る高額療養費等を支給する際に、当該高額療養費等から貸付金相当額を控除します。

イ 高額療養費として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該高額医療貸付けの対象となった高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除します。

(3) 出産貸付金の償還

ア 共済組合が出産貸付けの対象となった出産費等を支給する際に、当該出産費等から貸付金相当額を控除します。

イ 出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該出産貸付けの対象となった出産費等に係る出産費附加金又は家族出産費附加金から控除します。

《参考》元利均等による償還とは・・・

[元金+利息]が毎回(原則として最終回は除く)均等となるような償還方法です。

前月の定期償還後の未償還元金を基に利息を算定(P52参照)し、1回当たりの償還額(P52参照)から利息を差引いた額を元金の償還としていく方法です。したがって、利息分の償還額は毎回減っていくのに対して、元金の分の償還額は増えていくことになります。

《参考》償還表について

償還表は、貸付決定通知書とともに借受人あてに償還表を送付します。その償還表は大切に保管してください。(一部繰上償還した場合には、翌月中旬に繰上後の新償還表を送付します。)

なお、利率の変更(特例利率の適用等)があった場合には、変更後の新償還表を送付しますので、旧償還表と混同しないように管理してください。

償還表の見方については、51頁に掲載しましたので、参考にしてください。